

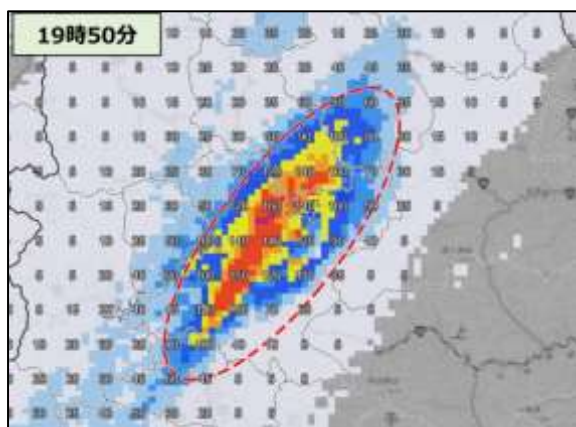
1 大雨等の概要

(1) 気象

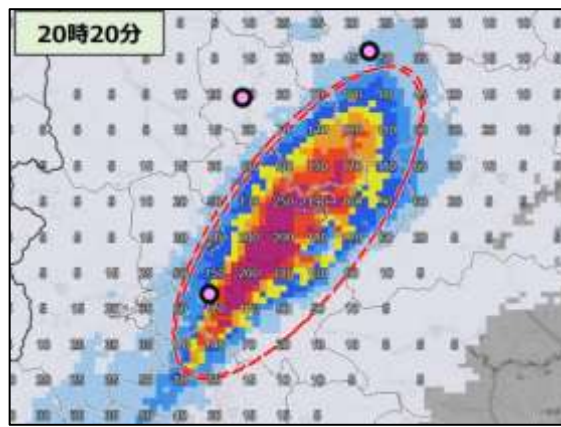
8 月 27 日（火）18 時頃、本市では、日本海から北日本に前線が停滞し、前線に向かって太平洋高気圧の縁をまわる暖かく湿った空気が流れ込んだ影響により、大気の状態が非常に不安定となり、雨雲が発達したことで、市の南西部から北東部にかけて猛烈な雨となった。

また、19 時 50 分に線状降水帯が発生し、当初の予想を上回る記録的な大雨となった。

19 時 10 分には盛岡市北部付近、19 時 20 分には盛岡市南部付近、20 時 20 分には再び盛岡市北部付近及び薮川と、短時間のうちに 3 回の記録的短時間大雨情報（1 時間に約 100 ミリ）が発表された。



※線状降水帯発生時の様子



※最盛期の様子 3 時間降水量

(2) 雨量

アメダスの雨量計の観測では、日降水量は、薮川で 211.5 ミリを観測し、観測史上 1 位の値を更新した。また、盛岡及び薮川の観測地点において、日最大 1 時間降水量が観測史上 1 位の値を更新した。

【日降水量】

観測地点	今回の値		これまでの 1 位		統計開始年	備考
	降水量 (mm)	日時	降水量 (mm)	年月日		
盛岡 (山王町)	128.0	8/27 00:00～24:00	189.6	1938/8/15	1924 年	
区界	24.0	8/27 00:00～24:00	96.5	2018/8/16	1994 年	
好摩	雷による欠測		116.0	2022/8/3	1976 年	
薮川	211.5	8/27 00:00～24:00	112.0	2004/8/6	1976 年	1 位更新

(気象庁ホームページから引用)

【日最大 10 分間降水量】

観測地点	今回の値		これまでの 1 位		統計開始年	備考
	降水量 (mm)	日時	降水量 (mm)	年月日		
盛岡 (山王町)	20.0	8/27 18:23～18:33	24.0	2024/8/7	1940 年	
区界	6.5	8/27 20:18～20:28	25.5	2010/8/31	2008 年	
好摩	雷による欠測		22.0	2022/8/14	2009 年	
薮川	27.0	8/27 18:47～18:57	20.0	2011/8/8	2009 年	1 位更新

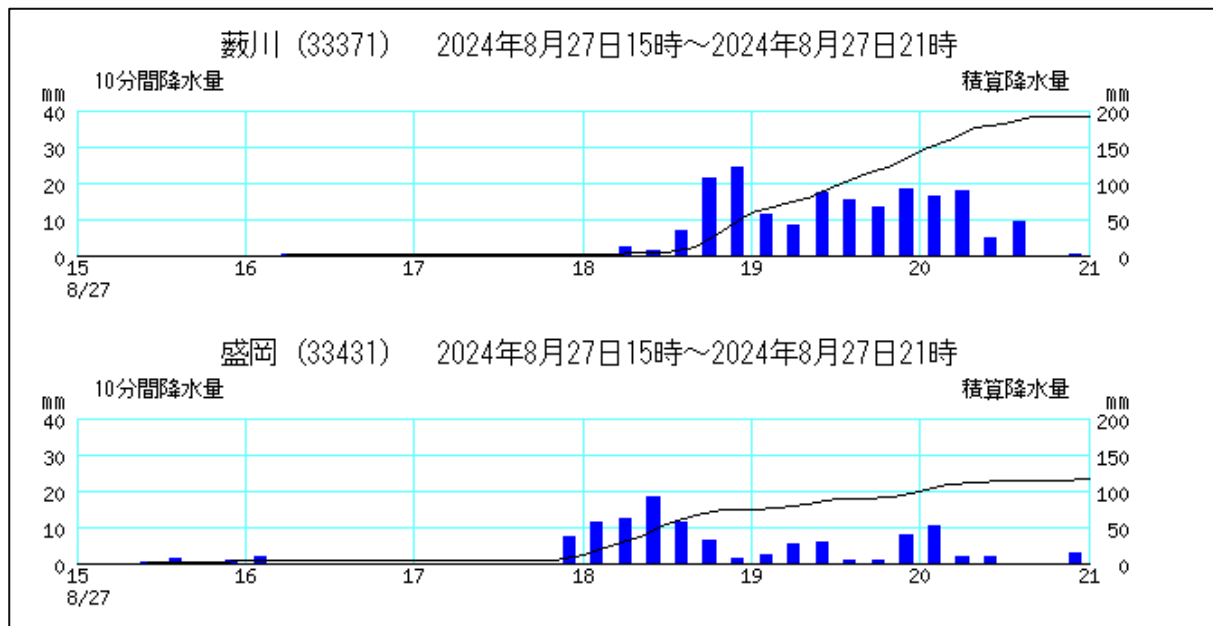
(気象庁ホームページから引用)

【日最大 1 時間降水量】

観測 地点	今回の値		これまでの 1 位		統計開始年	備考
	降水量 (mm)	日時	降水量 (mm)	年月日		
盛岡 (山王町)	68.0	8/27 17:50～18:50	62.7	1938/8/15	1924 年	1 位更新
区界	14.5	8/27 19:40～20:40	56.0	2022/8/13	1994 年	
好摩	雷による欠測		61.5	2022/8/14	1976 年	
薮川	99.5	8/27 19:20～20:20	65.0	2017/8/22	1976 年	1 位更新

(気象庁ホームページから引用)

【8 月 27 日（火）15 時～21 時における 10 分間降水量のグラフ（薮川、盛岡）】

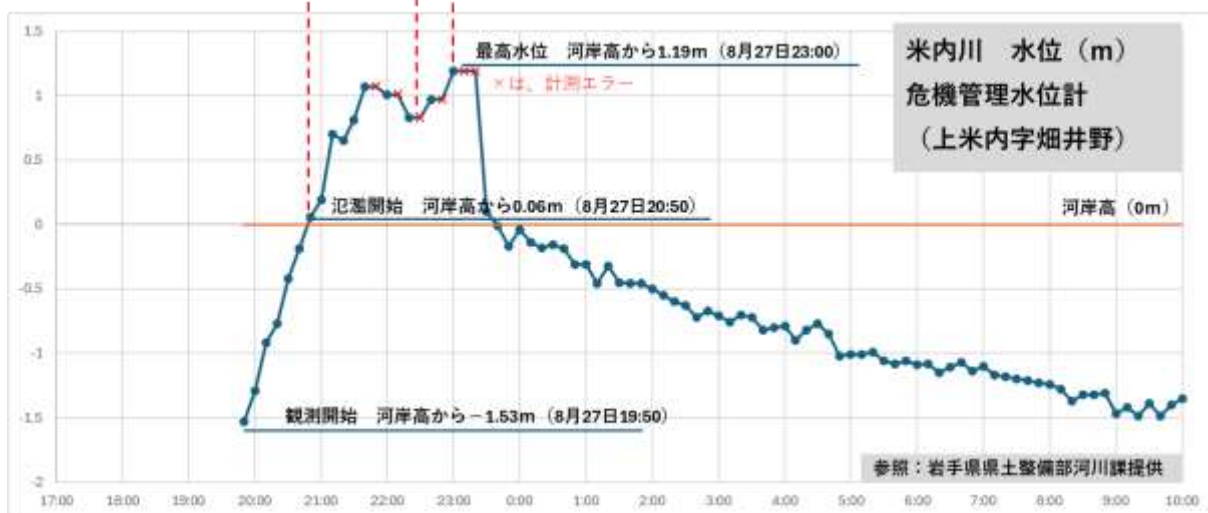
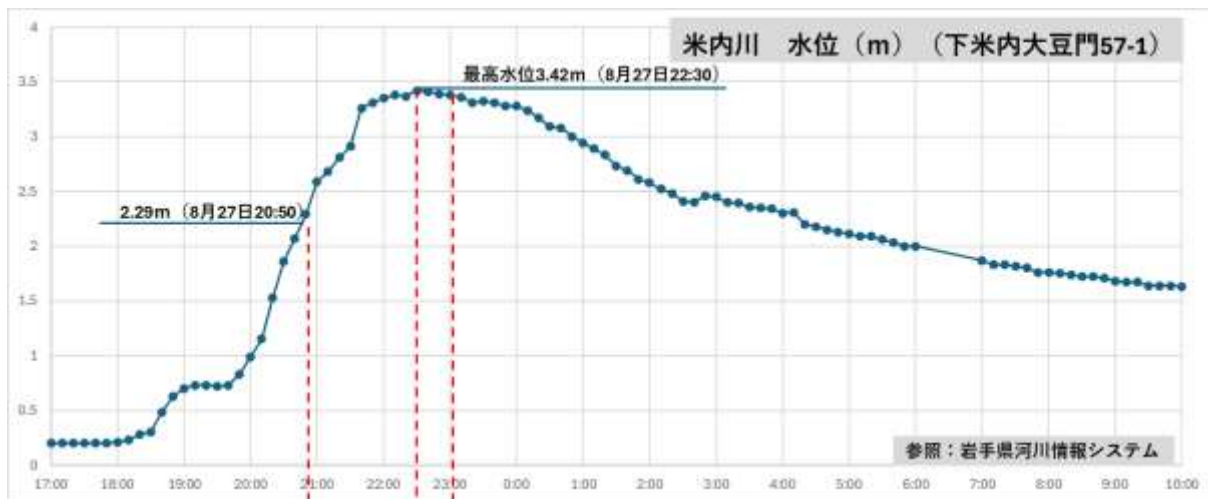


(盛岡地方気象台より提供)

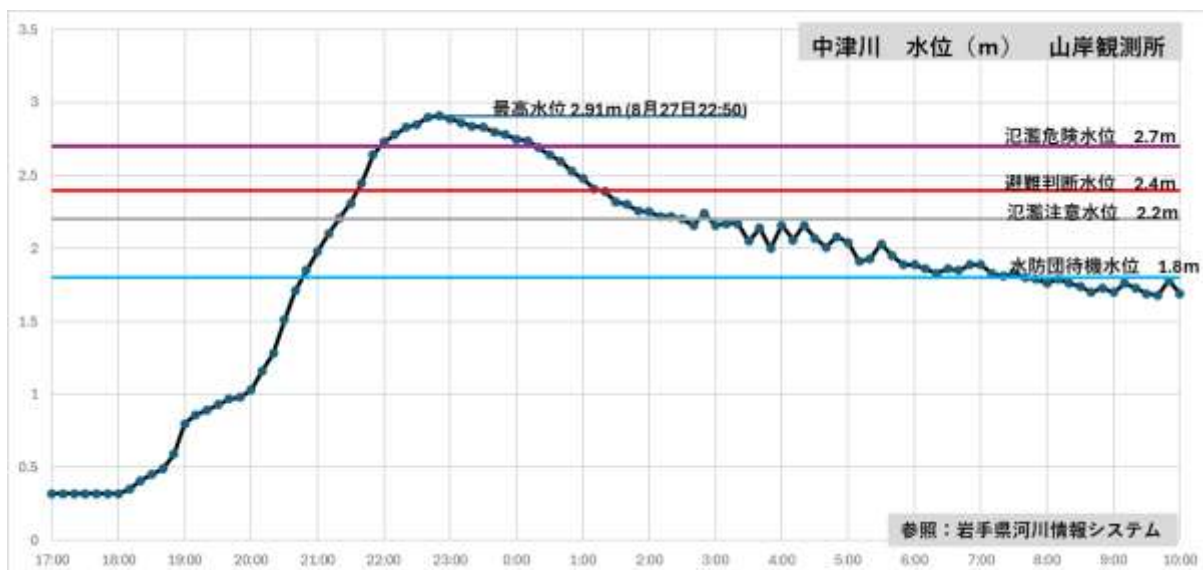
(3) 河川の水位

今回の大雨は、短時間における記録的な降雨であったため、米内川の河岸高を上回り、外水氾濫を発生させた。また、中津川においては、一時、氾濫危険水位を超過した。

【8月27日（火）17時～8月28日（水）10時における米内川 河川水位】



【8月27日（火）17時～8月28日（水）10時における中津川（山岸観測所）河川水位】



(岩手県河川情報システムデータ及び岩手県提供データから引用)

(4) 気象警報

8 月 27 日（火）～28 日（水）の気象警報等の状況については次のとおり。

日	発表時刻	内容
8 月 27 日 （火）	17 時 49 分	大雨警報（浸水害）発表
	18 時 15 分	洪水警報 発表
	18 時 27 分	大雨警報（土砂災害） 発表
	18 時 40 分	土砂災害警戒情報 発表
	19 時 17 分	記録的短時間大雨情報 第 1 号（盛岡市北部付近）
	19 時 28 分	記録的短時間大雨情報 第 2 号（盛岡市南部付近）
	19 時 57 分	顕著な大雨に関する岩手県気象情報 第 1 号（線状降水帯発生情報）
	20 時 27 分	記録的短時間大雨情報 第 3 号（盛岡市北部付近、藪川）
	23 時 57 分	大雨警報（浸水害） 解除
8 月 28 日 （水）	5 時 30 分	土砂災害警戒情報 解除
	9 時 59 分	洪水警報 解除
	16 時 23 分	大雨警報（土砂災害）解除
	21 時 32 分	大雨警報（土砂災害）発表
	22 時 39 分	大雨警報（土砂災害）解除

2 被害の状況

(1) 被害の全体像

本市では、日本海から北日本に前線が停滞し、前線に向かって太平洋高気圧の縁をまわる暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となり、雨雲が発達したことで、市の南西部から北東部にかけて猛烈な雨となった。

また、日本の南西に発生していた台風第 10 号の動きが比較的遅い速度であったため、その影響を受け、継続的に同じ地域で猛烈な雨が降るなど、当初の気象庁の予想を上回る記録的な大雨となった。

この雨により、川目や東山、東安庭地域において内水氾濫による浸水被害や土砂災害などが発生したほか、米内川の増水により林道の崩落や林道米内川線の畑橋が流出し、上米内地域の複数世帯で孤立が発生した。また、観測史上最大の降水量を観測した菰川を含む玉山地域では、低い土地での浸水被害や、道路被害が多発した。

(2) 人的被害

本災害を直接の原因とする死者・行方不明者・負傷者は発生していない。

(3) 物的被害

ア 住家被害（令和 6 年 12 月 12 日時点）

米内川の氾濫のほか、市内の複数箇所（86 棟）で内水氾濫による浸水被害や土砂災害による宅地等への土砂流入が発生した。

	全件	主な被害地域		
		上米内	川目・東山・東安庭	玉山
床上浸水	26	4	8	1
床下浸水	39	4	10	16
土砂流入	11	3	6	1
その他被害	10	3	3	1
計	86	14	27	19

イ 道路被害（令和 6 年 12 月 12 日時点） ※市管理分

道路洗掘や路肩崩れ、砂利の流入、倒木など、道路被害は 131 か所で発生した。

	全件	主な被害地域		
		上米内	川目・東山・東安庭	玉山
市道	87	7	26	31
林道	28	16	0	1
農道	9	1	4	1
その他	7	1	1	4
計	131	25	31	37

ウ 河川被害（令和 6 年 12 月 12 日時点） ※市管理分

河岸流出や護岸崩落、倒木、水路への土砂堆積など、河川被害は 41 か所で発生した。

	全件	主な被害地域		
		上米内	川目・東山・東安庭	玉山
河川被害	41	7	8	15

エ 断水被害

浄水場の被害はあったが、浄水処理は継続できたため、断水は回避できた。

オ 停電

8 月 27 日（火）19 時 57 分に三ツ割・北山地域の約 3,000 戸で停電が発生したが、同日 21 時 59 分には全て解消された。

カ 孤立

米内川の増水による畑橋の流出及び土砂崩れ等による林道米内川線、林道高森山線及び林道矢沢線の通行止め等の影響により、7 世帯 18 名が孤立状態となっていたが、畑橋に仮橋が設置され、12 月 8 日（日）に開通したことにより、孤立状態は解消された。

このほか、浅岸字下大葛地域で一時孤立状態になった可能性があるが、8 月 28 日（水）には道路は通行できる状態となっている。 ※孤立…一般車両の通常の通行が不可の状態

キ 農地・農業用施設被害（令和 6 年 12 月 12 日時点）

法面の崩落や土砂等の流入など、農地・農業用施設被害は 66 カ所で発生した。

	全件	主な被害地域		
		上米内	川目・東山・東安庭	玉山
農地・農業用施設被害	66	13	16	19

ク 公共施設（令和 6 年 12 月 12 日時点）

公共施設において、雨漏りや浸水被害、敷地内法面の崩落等、22 件の被害が発生した。

ケ 公共交通（令和 6 年 12 月 12 日時点）

J R 山田線の山岸駅～区界駅間の複数箇所で線路下の道床流出や線路内堆積物、倒木、ケーブル露出等の被害が確認され、全線運休した。盛岡駅～上米内駅間は、9 月 15 日から運転再開、上米内駅～宮古駅間は、運休中（12 月 20 日運転再開予定）。また、国道 455 号の一部区間が通行止めのため、盛岡～岩泉・龍泉洞（早坂高原線）のバスが運休（9 月 11 日運行再開）

（4）参考

ア 災害救助法について

災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とした法律であり、一定の要件や基準（災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合など）を満たした場合に適用されるものであるが、令和 6 年 8 月 27 日に本市で発生した大雨災害においては、国で示している要件や基準をいずれも満たしておらず、災害救助法は適用外となっている。

イ 激甚災害指定について

激甚災害制度は、地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合に、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対して適用すべき災害復旧事業等にかかる国庫補助の特別措置等を指定するものである。「令和 6 年 8 月 26 日から 9 月 3 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が令和 6 年 10 月 25 日の閣議において決定し、「農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。）」などについて適用が決定した。（令和 6 年 8 月 27 日に本市で発生した大雨災害についても適用対象となる。）

3 市の災害対応

(1) 職員の配備体制

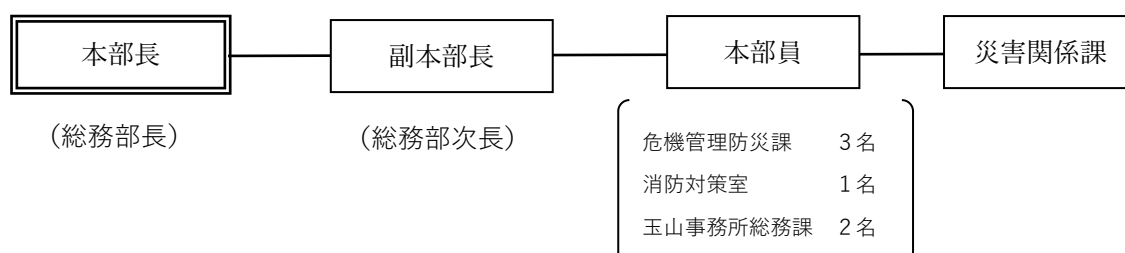
ア 災害（警戒）対策本部の設置条件

本市では、災害の種類、規模及び被害の程度、予測等に応じて、災害警戒本部設置要領及び災害対策本部規程（地域防災計画資料編 3-1-1）に基づき、職員を段階的に配備している。なお、参集基準は下表のとおりである。

【災害（警戒）対策本部の設置条件】

配備体制		基準		配備職員
		風水害・火山災害など	震災	
災害警戒本部		・気象警報が発表された場合 ・火山情報の通報を受けた場合 ・土砂崩れ等の災害が発生するおそれがある場合 ・大規模な火災、爆発等が発生し又は発生するおそれがある場合	・震度 4 又は震度 5 弱の地震を観測した場合 ・北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合	・危機管理防災課の職員（通常は 4 名体制） ・玉山総合事務所総務課の職員（通常は 2 名体制） ・広聴広報課の職員（通常は 1 名体制）
災害対策本部	警戒配備	・気象警報・氾濫警戒情報・水防警報（出動）が発表され、又は大規模火災、爆発等による相当規模の災害が発生し若しくは発生するおそれがあり、本部長（市長）が警戒配備をする必要があると認めたとき。 ・特別警報が発表されたとき。 ・噴火警報（噴火警戒レベル 4）が発表されたとき。	・震度 5 強の地震を観測した場合	・主査以上の職員 ・各部長があらかじめ指名する職員
	非常配備	・気象警報・特別警報・氾濫警戒情報・水防警報（出動）が発表され、又は大規模火災、爆発等による相当規模の災害が発生し若しくは発生するおそれがあり、本部長（市長）が非常配備をする必要があると認めたとき。 ・噴火警報（噴火警戒レベル 5）が発表されたとき。	・震度 6 弱以上の地震を観測した場合	・全職員

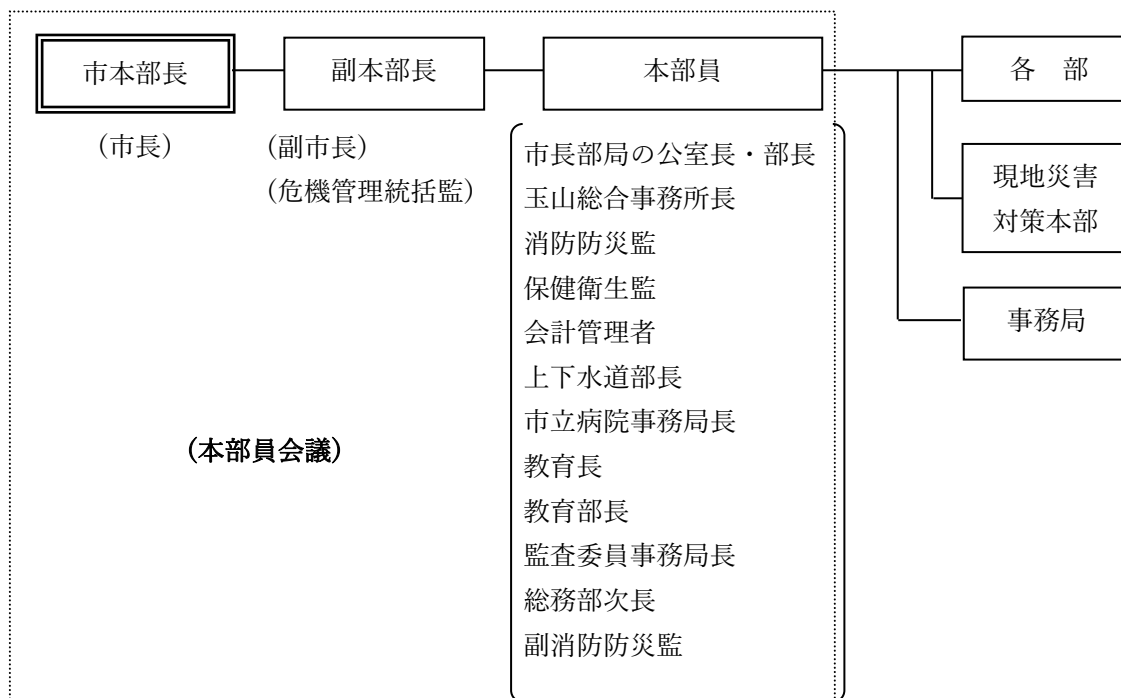
イ 災害警戒本部の組織



ウ 災害対策本部の組織

災害が発生し、または発生する恐れがある場合等で、対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第 23 条の 2 の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

【災害対策本部の組織】



エ 災害時の事務分掌

災害対策本部設置時における各部の事務分掌を盛岡市災害対策本部規程において定めており、災害時はこの事務分掌に基づいた応急対策を実施する。

参考資料…【資料 3 盛岡市災害対策本部規程】

(2) 近年の災害対策本部設置実績

本市における近年の災害対策本部設置実績については次のとおり。

設置 年月	災害種 別	主な 被災地域	主な被害件数	備考
平成 25 年 8 月	大雨・ 洪水	太田地域、 繫地域	・人的被害（重傷 3、軽傷 3） ・住家被害（全壊 5、大規模半壊 2、半壊 13、床上浸水 9、床下浸水 171） ・道路被害（冠水 50、法面崩壊等 61、洗堀 59、橋梁 1） ・河川被害（護岸崩壊 76、土砂堆積 9、施設破損等 3） ・断水被害 2 ・停電 120 ・農地関係（法面崩壊 912） ・公共施設被害（浸水 11、雨漏り 18、その他 10）	・激甚災害（本激）指定（8 月 20 日公布） ・降雨の状況及び、つなぎ地区における崖崩れの情報を受け、災害対策本部を設置。

平成 25 年 9 月	台風第 18 号 (大 雨・洪 水)	玉山地域、 繫地域	・住家被害（全壊 2、大規模半壊 17、半壊 52、 床上浸水 1、床下浸水 30） ・道路被害（冠水 32、法面崩壊 9、洗掘 4、倒 木 15、路肩崩壊 4、道路陥没 1） ・河川被害（土砂堆積 1） ・停電 321 ・農地関係（法面崩壊 94、土砂流入 430 など） ・公共施設被害（床下浸水 1、雨漏り 2、そ の他 1）	激甚災害（本激）指定（10 月 9 日）公 布
平成 25 年 10 月	台風第 26 号 (暴 風)	玉山地域	・住家被害（一部損壊 8） ・道路被害（倒木 16、落石 1、法面崩落 2） ・停電 183 ・農地関係（法面崩壊 912）	
平成 26 年 4 月	林野火 災	玉山地域	・焼失面積 78.35ha	

（3）令和 6 年 8 月 27 日大雨災害への対応

8 月 27 日（火）17 時 49 分の大雨警報（浸水害）発表を受け、盛岡市災害警戒本部設置要領に基づき、危機管理防災課のほか、各部の当番職員が対応体制に当たった。また、同日 19 時 50 分に線状降水帯が発生したことから、災害警戒本部配備職員を増員したほか、指定避難所の開設に備え、施設所管課職員へ連絡するなど、気象状況等に応じ、段階的に体制を強化した。

同日 21 時 30 分、2 か所の自主避難所を開設したほか、中津川の急激な水位上昇を受け、22 時 30 分には中津川の洪水浸水想定区域を含む 7 つの地域に避難指示を発令し、順次指定避難所を開設した。

また、その後も、指定避難所を追加開設し、対応を強化した。

なお、指定避難所等の開設状況は次のとおりである。

ア 8 月 27 日（火）の指定避難所等開設状況

開設日	開設時間	施設名	最大避難 人数	備考
8 月 27 日(火)	21 : 30	河南中学校	60	21 : 30～22 : 30 は自主避難所
8 月 27 日(火)	21 : 30	玉山地区公民館	0	21 : 30～22 : 30 は自主避難所
8 月 27 日(火)	22 : 30	中野地区活動センター	1	
8 月 27 日(火)	23 : 30	米内中学校	12	
8 月 27 日(火)	23 : 30	下小路中学校	37	
8 月 28 日(水)	00 : 00	山岸地区活動センター	3	
8 月 28 日(水)	01 : 00	加賀野地区活動センター・ 加賀野児童・老人福祉センター	7	
8 月 28 日(水)	－	上米内児童・老人福祉センター	2	※自主避難
合計			122	

※全避難者が帰宅し、災害の発生のおそれが少なくなったことから、8 月 28 日（水）9 時 30 分に開設していた全ての避難所を閉鎖。

イ 8 月 28 日（水）の自主避難所開設状況

開設日	開設時間	施設名	最大避難 人数	備考
8 月 28 日(水)	16 : 00	河南公民館	0	自主避難所
8 月 28 日(水)	16 : 00	加賀野地区活動センター・	0	自主避難所

		加賀野児童・老人福祉センター		
8 月 28 日(水)	16:00	山岸地区活動センター	0	自主避難所
8 月 28 日(水)	16:00	仁王児童・老人福祉センター	0	自主避難所
8 月 28 日(水)	16:00	上米内児童・老人福祉センター	0	自主避難所
合計			0	

※同日夕方から夜の初め頃にかけての降雨の予報を受け、8 月 27 日（火）の大雨により地盤が緩んでいる地域等の状況を踏まえ、自主避難所を開設したもの。

※災害の発生のおそれが少なくなったことから、8 月 28 日（水）19 時 20 分に開設していた全ての自主避難所を閉鎖。

ウ 8 月 30 日（金）の自主避難所開設状況

開設日	開設時間	施設名	最大人数	備考
8 月 30 日(金)	19:00	上米内児童・老人福祉センター	8	自主避難所

※孤立世帯等からの要望を踏まえ、自主避難所を開設したもの。

※避難者の自宅への帰宅等により、9 月 4 日（水）9 時 00 分に閉鎖。

【参考】自主避難所について

自主避難所の開設基準について、本市においては明確な基準を設けていないものの、避難情報発令基準に満たず、かつ、洪水や土砂災害が発生するおそれがある場合、事前に避難を希望する人を対象に開設する一時的な滞在施設として、自主避難所を開設する運用をとっている。

（４）本市の主な動き

令和 6 年 8 月 27 日(火)から 9 月 30 日(月)までにおける、災害警戒（対策）本部及び各部の主な動きについては、別添「【資料 2】令和 6 年 8 月 27 日における本市の主な動き」のとおり。